

## 利用規約

第1条【適用】 本契約は、株式会社ピーアシスト（以下「当社」という）が、お客様に提供するクラウドサービスである「P-ASSiST サービス」の利用に係る一切の關係に適用される。

第2条【定義】 1. 本契約において「P-ASSiST サービス」(以下、本サービス)とは、営業支援システム全般のことを指す。 2. 「お客様」とは、本サービスを利用する者（法人・団体・個人）を指す。

第3条【サービスの内容】 1. 当社は利用契約に基づき、本サービスをお客様に提供する。 2. サービスの機能変更は、当社が必要と判断した場合、お客様の承諾なしに行なうことができる。現状の機能仕様を変更する場合は、事前にその旨をお客様に通知する。

第4条【権利許諾】 1. お客様は、特段の定めがない限り、利用契約に基づき、要綱に明記された定義に従って、お客様の業務を唯一の目的として本サービスを使用する、限定された権利が許諾される。

第5条【再委託】 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができる。この場合、当社は、当該再委託先に対し、第28条【秘密保持】及び第29条【個人情報の取り扱い】のほか当該再委託業務遂行について 利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとする。個人情報の預託変更は、事前にその旨をお客様に通知し、了承を得るものとする。

第6条【著作権】 お客様は、本サービスの利用契約に基づき利用することができるのみであり、本サービスで利用するアプリケーションについて、著作権その他一切の権利を有するものではない。

第7条【変更通知】 1. お客様は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書のお客様にかかわる事項に変更があるときは、利用変更申込書により速やかに当社に通知するものとする。 2. 当社は、お客様が前項に従った通知を怠ったことによりお客様が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

第8条【利用料金の支払義務】 1. お客様は、利用開始日として当社が通知をした日を起点として利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という）について、要綱で定め

る利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとする。なお、お客様が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第 23 条【サービスの中断または中止】第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができる。 2. 利用期間において、第 23 条【サービスの中断または中止】に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、お客様は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要する。ただし、サービス中断が 3 日以上の場合は、お客様は月額利用料金の日割り(30 日計算)で中断期間分の請求ができるものとする。

**第 9 条【利用料金の支払方法】** 1. お客様は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払う。 2. 前項の支払に必要な振込手数料は、お客様の負担とする。 3. お客様が、本サービスを利用するために使用するコンピュータその他の機器の費用及びアクセスするためのインターネットプロバイダー利用料金ならびに電話料金等の費用はお客様の負担とする。

**第 10 条【遅延利息】** 1. お客様が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年 14%の利率で計算した金額を遅延利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとする。 2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とする。

**第 11 条【利用料金の変更】** 1. 当社は、次項の手続きにてお客様の承諾を得て本サービスの利用料金を改定できるものとする。 2. 料金改定を行なう場合は、契約満了 30 日以上前に電子メール又は書面にてお客様に通知する。

**第 12 条【利用期間及び契約の更新】** 1. 契約期間は利用開始日として当社が通知をした日を起点として、1 年単位を基本とし、契約の更新は、利用契約にて定められた最低利用期間経過後 1 年単位で行われるものとする。 3. 本サービスの利用期間は、満了前 1 ヶ月前までに当社又はお客様のいずれからも異議がない場合は、自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

**第 13 条【お客様からの利用契約の解約】** 1. お客様は、契約期間中に解約を希望する場合は、解約希望日の 30 日前までに書面により当社に通知することにより、解約希望日を

もって利用契約を解約することができる。なお、解約希望日の記載のない場合または解約通知書到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合は、解約希望通知書が当社に到達した日より30日後をお客様の解約希望日とみなす。2. お客様は、解約希望日を含む月の利用期間が1ヶ月に満たない場合においても、その月の利用料金を支払うものとする。3. 複数年契約を前提とした割引料金を適用されている場合、お客様は期間前解約に伴うペナルティーを支払うものとする。

**第14条【当社からの利用契約の解約】** 1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができる。(1) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を事前に催告した後、合理的な期間内に是正されない場合(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合(3) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けた場合(4) 破産、会社更生手続、民事再生手続等の申立を受け又はこれを申立てた場合(5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合(6) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合(7) その他前各号に該当する事由が発生するおそれがあると認められる場合 2. お客様は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとする。

**第15条【地位の承継】** お客様の合併又は分割によりお客様の地位の承継を行なおうとする場合、その地位を承継すべき法人または団体は、合併または分割を証する資料とともに速やかに当社に申し出るものとする。

**第16条【権利義務譲渡等の禁止】** お客様は、利用契約上の権利義務の全部又は一部につき、第三者に譲渡し、貸与し、または担保に供することができない。

**第17条【本サービス用設備等の障害等】** 1. 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、お客様にその旨を通知し、本サービス用設備を修理又は復旧する。 2. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示する。 3. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、お客様及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行なうべき対応措置を決定したうえでそれを実施する。

**第18条【自己責任の原則】** 1. お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者（国内外を問いません）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用を持って処理、解決するものとします。

お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行なう場合においても同様とする。 2. 本サービスを利用してお客様等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、お客様の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行なわず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。 3. お客様は、お客様等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行なうものとする。

第19条 (利用責任者) 1. お客様は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定め、別紙の通知案内書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行なうものとする。 2. お客様は、利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、通知案内書の変更にて速やかに通知するものとする。

第20条 (設備設定・維持) 1. お客様は、自己の費用と責任において、本サービスを利用する設備及び環境を維持するものとする。 2. お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してお客様設備をインターネットに接続するものとする。 3. お客様設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社はお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。 4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、お客様等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行なうことができる。

第21条【ユーザーID 及びパスワード】 1. お客様は、ユーザーID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含む)する。ユーザーID 及びパスワードを失念した時は、速やかに当社に届けなければならない。 2. ユーザーID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わない。お客様のユーザーID 及びパスワードによる利用その他の行為は、全てお客様による利用とみなす。 3. 第三者がお客様のユーザーID 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為はお客様の行為とみなし、お客様はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとする。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、お客様はその損害を補填しなければならない。ただし、当社の故意又は過失によりユーザーID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りでない。

第22条【禁止行為】 お客様は本サービスの利用に関して、以下のいずれかに該当する行

為があった場合、当社は お客様の本サービスを中断、中止することがある。(1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産その他の権利を侵害する行為又は 侵害するおそれのある行為 (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為(本サービスの正常利用によるお客様情報は除く) (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為 (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為 (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為 (6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為 (7) 本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある 行為 (8) 本サービスに係わるプログラムをリバースエンジニアリングし又は逆コンパイル等を行なう行為 (9) その他当社が不適切と判断する行為

**第23条【サービスの中断または中止】** 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、お客様に対する当サービスの全部又は一部のサービスの提供を中止することができる。(1) 当社が利用する電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合 (2) 当社が利用する電気通信設備に障害が発生した場合 (3) 第1種電気通信事業者または国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止 することにより本サービスの提供を行なうことが困難になった場合 (4) 本サービスのシステムの緊急保守を行なう必要が生じた場合 (5) 天災、事変その他の非常事態の発生により、本サービスの提供が不可能または困難になったとき、又はその可能性がある場合 (6) その他やむを得ない事由により本サービスを提供できなくなった場合 2. 当社は、前項により本サービスの提供を中止するときは、事前にその旨をお客様に通知 する。ただし、緊急の場合は、この限りではない。 3. 当社は、お客様が第14条【当社からの利用契約の解約】第1項各号のいずれかに該当 する場合又はお客様が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への 事前の通告若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止する ことができる。 4. 当社は、前各号に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してお客様又はその第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

**第24条【保証、免責】** 1. 当社は、お客様に利用許諾された本サービスが、本契約書の要綱に記載された条件のもとでマニュアルに記載された機能を有することを保証する。 2. 当社は対象サービスがエラーや中断が無く稼働することを保証しない。法律の許す範囲で前項の保証が唯一のものであり、商品性および特定目的への適合性についての保証や条件を含め、前項以外の明示的あるいは黙示的な保証や条件は一切無いものとする。 3. 第三者が、ユーザーID、パスワード等を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正 に利用したことにより、お客様または第三者に損害を与えた場合、当社はその損害について一切責任を負わない。 4. 当社は、本サービスを利用することによって得る情報等の正確性、

完全性、有用性を保証するものではなく、一切の責任を負わない。 5. 本サービスの利用に関して、お客様が他のお客様または第三者との間で紛争が生じた場合、またはお客様が他のお客様又は第三者に損害を与えた場合等は、お客様の責任と負担によって解決するものとし、当社は一切の責任を負わない。また、これらにより当社に損害が発生したときは、お客様はこれを賠償しなければならない。 6. 当社は、第三者から不正アクセスを未然に防ぐため、管理状況が不良と判断されるインターネット接続業者を経由した第三者からのアクセスについて、その善意悪意を問わず、これを制限することができる。これによって生じるお客様または第三者の損害または不利益について、当社は一切の責任を負わない。

**第25条【補償】** 第三者から、お客様に対して本サービスが知的財産権を侵害しているとのクレームが提起された場合には、当社はお客様が以下の各号を実施することを条件に、お客様に当該クレームに対する補償を行うものとする。 1) 当該クレームの通知を受けてから 30 日以内（法令で要求される場合はそれよりも早く）に当社に速やかに書面で通知をすること 2) 当社に防御と解決のためのあらゆる交渉を単独で行わせること 3) 当社がクレームに対する防御または解決に必要とする情報、権限および協力を当社に与えること 2. 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していると判断された場合、もしくは当社が認めた場合には、当社は、対象プログラムを侵害にならないよう（実用性または機能性を実質的に損なわずに）修正するか、継続して利用できる使用権を取得するかのいずれかの措置をとることができる。 3. 次の各号のいずれかに該当する場合は、当社はおお客様に対して補償を行わないものとする。 1) 本サービスを当社が提供したものではない製品やサービスと組み合わせたことに起因する侵害の場合 4. 本条は、侵害のクレーム又は損害に関する唯一の補償とする。

**第26条【サポートサービス】** 「サポートサービス」とは、当社が提供する本サービスの技術サポートをいい、当社よりお客様に提供される。 2. サポートサービスの内容、その他の条件は、「運用サービス内容」に記載される内容に基づいて提供されるものとする。

**第27条【データの保存】** 1. 利用契約の「運用サービス内容」に基づいて当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとする。 2. 前項のバックアップサービスによって取得されたデータの論理的内容、有用性を保証するものではなく、一切の責任を負わない。

**第28条【秘密保持】** 1. 当社は、利用契約の履行に際し、直接又は間接に知り得たお客様の秘密（以下「秘密情報」という）を正当な理由なく第三者に漏らさない。ただし、お客様からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号に該当する場合は、この限

りではない。(1) お客様が情報の開示に同意している場合 (2) 既に公知となっている場合 (3) 当社が本サービスの利用動向を把握する目的または本サービスについて第三者に説明するための資料を作成する目的で、お客様を特定できない範囲で情報を収集し統計をとる場合 (4) 法令に基づく公的機関からの照会による場合、または法令によって当社が開示義務を負う場合 (5) 前各号に準ずる場合 2. 前項各号の場合、当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行なうことができない場合は開示後すみやかにこれを行なうものとする。 3. 当社は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

**第29条【個人情報の取り扱い】** 1. 当社は、本サービス遂行のためお客様から受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう。以下同じとする）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとする。 2. 当社は、当該個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとする。 3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

**第30条【準拠法】** 利用契約に関しては、日本法を準拠法とする。

**第31条【協議】** 本契約の解釈に疑義が生じた場合、または本サービスの利用契約の履行に関し疑義が生じた場合には、お客様及び当社は誠意をもって協議を行なうものとする。

**第32条【管轄裁判所】** 本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

**第33条【通知】** お客様が当社との間で紛争を提起する場合、本契約書の補償条項に基づく通知をされる場合、あるいはお客様が (1) 支払停止 (2) 重要な財産又は本契約書に基づき相手方から交付を受けた財産についての仮差押、仮処分、差押又は強制執行手続の開始 (3) 解散決議又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の中立 (4) 合併の決議（営業内容が実質的に変わらない場合を除く）、をしたときは、速やかに下記宛に書面により通知するものとする。 ・東京都大田区蒲田 5-26-8-911 株式会社ピーアシスト

**第34条【出訴期限】** 不払い又は財産権侵害に対する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約書に起因する訴訟を、いかなる形態であれ、訴訟の原因が発生した時から2年経過した後には提起することはできない。

**第35条【監査】** 当社は、30日前までに書面で通知することにより、お客様による本サ

サービスの使用状況について、監査を行うことができる。お客様は当社による監査に協力し、合理的な範囲内で助力および情報を提供することに同意する。2.前項の監査の結果、お客様に使用権許諾された範囲を超えて本サービスを使用した際に適用される対価については、お客様は当社の書面による通知から30日以内に超過分の対価を支払うことに同意する。お客様から当該超過分の対価が支払われない場合、当社は本契約書を終了させることができる。かかる場合、お客様に対する本サービスの利用権、サポートサービスは終了する。